

～旅行事業者様にご案内～

飛騨市周遊観光バスツアー誘致補助金制度について

補助金名	飛騨市周遊観光バスツアー誘致事業補助金
補助対象者	全国の旅行事業者 ※旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けているもの
内容	飛騨市内での宿泊や有料観光施設等を組み込んだ団体バスツアーに対し、バス代金を補助します。
補助額	バス1台につき3万円 さらに市内に宿泊する旅行企画の場合はバス1台につき2万円上乗せ
対象条件	下記の要件をすべて満たす必要があります。 ①飛騨地域外を発地としたツアーであること（飛騨地域までの移動手段は問わない）例：JRや飛行機とバスを組み合わせたツアー ②バス1台につき15名以上の参加であること ③令和4年4月1日にはじまり令和5年3月31日までの終了するツアーであること ④市内の有料観光施設等を1ヶ所以上組み込んだツアーであること ⑤募集型または受注型の団体ツアーであること ※国又は県等の当該補助に類する補助及び助成の承認を受けたものは対象外です
備考	年度の事業予算に達した時点で終了となります
手続き方法	<ツアー実施前>着手前に申請書、計画書、旅行行程表等の提出 <ツアー実施後>事業終了後、実績報告書等の提出 ※詳細は手続き方法をご覧ください
問合せ先	飛騨市役所まちづくり観光課 Tel0577-73-7463 Mail syokokanko@city.hida.lg.jp ※詳細についてはお問合せください

